

## 労働委員会命令データベース

(この事件の全文情報は、このページの最後でご覧いただけます。)

[命令一覧に戻る] [顛末情報]

## 概要情報

事件名	大阪兵庫生コン経営者会
事件番号	中労委平成22年(不再)第58号
再審査申立人	大阪兵庫生コン経営者会(「経営者会」)
再審査被申立人	全日本建設交運一般労働組合関西支部(「建交労」)
再審査被申立人	UIゼンセン同盟関西セメント関連産業労働組合(「UIゼンセン」)
命令年月日	平成24年1月18日
命令区分	棄却
重要度	
事件概要	<p>本件は、複数の労働組合が2つのグループに分かれて、経営者会とそれぞれ共同交渉を行っている中で、経営者会が、①共同交渉の開催時刻の変更をUIゼンセンに知らせなかったこと、②組合ら(「2労組」)と別グループ(「別労組ら」)との間で賃上げの回答時期に差を設けたこと(「本件対応」)が不当労働行為に該当するとして救済申立てがあった事件である。</p> <p>初審大阪府労委は、本件対応は不当労働行為に当たるとして、経営者会に対し、これに関する文書手交を命じたところ、経営者会は再審査を申し立てた。</p>
命令主文	本件再審査申立てを棄却する。
判断の要旨	<p>1 経営者会が、2労組との共同交渉で、別労組らとの共同交渉では行った賃上げ回答を同時には行わず、回答時期に差を設けたこと(本件対応)は、労組法第7条第2号の不当労働行為に当たる。</p> <p>経営者会は、別労組らに有額回答した日に2労組とも交渉しながら、有額回答の条件を明らかにすることはなく、「先が見えたら同じ回答をする」などと曖昧な回答に終始していた。そして、具体的な理由も述べず有額回答できない旨繰り返し返すなど、経営者会は2労組の理解を得るに足る説明や説得を行ったとはいえず、誠実な対応を通じて2労組との間の合意達成を模索する姿勢に欠けるといわざるを得ない上、およそ2労組に別労組らと同時期に有額回答することを目指していたともいえない。</p> <p>このような経営者会の対応は、有額回答の時期につき別労組らと2労組とを合理的理由もなく差別扱いしたものであり、使用者の中立保持義務に反し、誠実交渉義務を尽くしたものとはいえない。よって、経営者会の本件対応は、労組法第7条第2号の不当労働行為に該当する。</p> <p>2 経営者会の本件対応は、労組法第7条第3号の不当労働行為に当たる。</p> <p>ア 経営者会は、別労組らに有額回答した日に2労組とも4時間半にもわたり交渉しながら、曖昧な回答に終始した上、経営者会に交渉を委任していた19社中13社の会社が異を唱えて委任を取り下げてもなお有額回答しないとの態度を固持していることからすると、経営者会は、別労組らと同時期には2労組に有額回答しないとの意図の下に、2労組が、別労組らが推進している限定販売方式の廃止及びブロック対応金の廃止などの施策の実施に懸念を表明していたことに藉口して、これらに対する協力を有額回答の条件として持ち出し、あえて2労組に対する有額回答を先送りにしたと推認される。</p> <p>したがって経営者会は、別労組らを有利に扱おうとする意図の下に、2労組の弱体化を企図したというべきである。</p> <p>イ さらに、2つのグループの間に回答時期や内容に差が生じれば労働組合間で問題が起きるのは明白といえ、経営者会もそのことを十分に知っていた。しかも、春闘交渉の要求事項の中でも、賃上げという組合員にとって最も重要な事項の一つである要求について、経営者会は賃上げは実施できない旨繰り返し返していたにもかかわらず、別労組らへの有額回答後も、2労組に対しては、共同交渉の早期開催を申し入れるなどの措置を取っていない。また、別労組らへの有額回答の翌日には既に、別労組らが、賃上げ回答は2労組にはなされていない旨記載したビラを2労組の組合員が勤務する職場にも配布していたのであるから、経営者会としては、2労組と別労組らの春闘交渉に関する取組みについて公平を期する観点から、少なくとも同日に行われた2労組との共同交渉においては有額回答するよう尽力すべきところ、誠実交渉義務に反して有額回答せず、結局、2労組への有額回答は別労組らへの回答に3日遅れたものである。</p> <p>したがって、経営者会が2労組に対する有額回答の時期に差を設けたことに合理的な理由はなく、有額回答の時期を意図的に遅らせることによって2労組の弱体化を企図したものである。</p> <p>よって、経営者会の本件対応は、労組法第7条第3号の支配介入に当たる。</p>

|| 掲載文献 ||

[先頭に戻る]

### 顛末情報

事件番号/行訴番号	命令区分/判決区分	命令年月日/判決年月日
大阪府労委平成21年(不)第29号	一部救済	平成22年9月28日

[全文情報] この事件の全文情報は約222KByteあります。また、PDF形式になっていますので、ご覧になるにはAdobe Reader(無料)のダウンロードが必要です。

## 労働委員会命令データベース

(この事件の全文情報は、このページの最後でご覧いただけます。)

[命令一覧に戻る] [顛末情報]

## 概要情報

事件名	大阪府労委平成21年(不)第29号
事件番号	大阪府労委平成21年(不)第29号
申立人	X労働組合、X2労働組合
被申立人	経営者団体Y
命令年月日	平成22年 9月28日
命令区分	一部救済
重要度	
事件概要	<p>被申立人団体が2つのグループに分かれた複数の労働組合と団体交渉を行っている状況下において、①交渉の日程変更の申入れを申立人組合Xにのみ行い、X1と同一グループの組合である申立人組合X2には行わなかったこと、②申立人組合2労組から成るグループともう一方のグループとの間で賃上げ要求への回答時期に差を設けたことは不当労働行為であるとして救済申立てがあった事件である。</p> <p>大阪府労委は、上記②に関し被申立人団体に組合への文書手交を命じ、その余の申立てを棄却した。</p>
命令主文	<p>1 被申立人は、申立人らに対し、下記の文書を速やかに手交しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: right;">年月日</p> <p>X1労働組合 様 X2労働組合 様</p> <p style="text-align: right;">被申立人団体 会長</p> <p>当会が、平成21年度賃上げに関する貴組合らとの団体交渉において、別の労働組合との間で、回答時期に差を設けたことは、大阪府労働委員会において労働組合法第7条第2号及び第3号に該当する不当労働行為であると認められました。今後、このような行為を繰り返さないようにいたします。</p> <p>2 申立人らのその他の申立てを棄却する。</p>
判断の要旨	<p>1 第4回共同交渉の日程変更を申立人組合X2に知らせなかったことは、労組法第7条第3号の不当労働行為に当たるか。</p> <p>被申立人団体YがX2に対し第4回共同交渉の日程変更を知らせなかったことは、単なる連絡上の不手際とみるのが相当であって、2労組に対する支配介入に当たるとまではいえない。</p> <p>2 Yが2労組との共同交渉で、別労組らとの共同交渉では行った賃上げ回答を行わなかったことは、労組法第7条第2号及び第3号の不当労働行為に当たるか。</p> <p>Yは、2労組と別労組らとのいずれに対しても、同業会社の事業団体Zの決議(上記労組の春闘要求に関連するもの)への同意を求めたところ、別労組らは特段の異議を唱えなかった一方で、2労組は異議を唱え、そのことが有額回答の時期の違いにつながったと主張する。しかし、交渉の経緯を見ると、①第7回共同交渉までの間に、Yが2労組に対し、有額回答の条件はZの決議への同意である旨明言し、交渉を行ったとする疎明はなく、また、②別労組に対して有額回答をした直後に行われた第8回共同交渉において、2労組に対し、見解を異にする点について具体的に譲歩や同意に向けての検討を求めたと認めるに足る疎明はなく、③2労組に有額回答をした第9回共同交渉までの間に、同労組がZの決議に関する見解を変更したとする疎明もなく、当該交渉においてYが有額回答をした理由は明らかでない。また、Yは第8回交渉において2労組に対して有額回答できない旨述べており、同一の対応を取らなかったことは明らかである。</p> <p>こうしたことから、Yは合理的な理由なく、平成21年度の賃上げの回答時期について2労組と別労組らとの間に差を設け、2労組との団交に誠実に応じず、2労組に対し支配介入を行ったとみるのが相当であって、かかる対応は、労組法第7条第2号及び第3号に該当する不当労働行為である。</p>
掲載文献	

[先頭に戻る]

## 顛末情報

事件番号/行訴番号	命令区分/判決区分	命令年月日/判決年月日
中労委平成22年(不再)第58号	棄却	平成24年1月18日

## 労働委員会命令データベース

(この事件の全文情報は、このページの最後でご覧いただけます。)

[\[命令一覧に戻る\]](#) [\[顛末情報\]](#)

## 概要情報

事件名	大阪地方裁判所
事件番号	中労委平成23年(不再)第69号
再審査申立人	全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部
再審査被申立人	国
命令年月日	平成24年1月18日
命令区分	棄却
重要度	
事件概要	被申立人国の大阪地方裁判所が組合員2名に対し、保釈を許可する指定条件として、弁護人を介する場合を除き申立人組合関係者との接触を一切禁止したことが不当労働行為に当たるとして、救済申立てがあった事件である。 初審大阪府労委は、申立てを却下し、組合は再審査を申し立てた。
命令主文	本件再審査申立てを棄却する。
判断の要旨	1 組合は、不服の理由について、再審査申立書で「おつて、準備書面により述べる」としているが、組合から準備書面が提出されない。 2 しかしながら、組合が初審において主張する申立事実によれば、大阪地裁ないし国が労組法第7条3号の使用者とならないことは組合の追加主張を待つまでもなく明らかである。 3 したがって、労委則第33条1項5号に該当するとして本件救済申立てを却下した初審決定の判断は相当である。 4 よって、本件再審査申立てには理由がないから、労組法第25条、第27条の17及び第27条の12並びに労委則第55条の規定に基づき、主文のとおり命令した。
掲載文献	

[\[先頭に戻る\]](#)

## 顛末情報

事件番号/行訴番号	命令区分/判決区分	命令年月日/判決年月日
大阪府労委平成23年(不)第44号	却下	平成23年10月3日

[\[全文情報\]](#) この事件の全文情報は約89KByteあります。また、PDF形式になっていますので、ご覧になるにはAdobe Reader(無料)のダウンロードが必要です。